

## 鹿児島工業高等専門学校科学研究費補助金取扱要項

第1条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会から鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の研究者に交付された科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の取扱に関しては、他の規則等に別段の定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

第2条 交付された補助金（直接経費）の管理は、研究者に代わり本校で行う。

第3条 補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続は、研究者に代わり本校で行う。

第4条 研究者が補助金の直接経費により購入した設備、備品、図書（以下「設備等」という。）は、本校に寄付するものとする。

2 前項の規定により、寄付を行った当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、当該設備等を当該研究者に返還するものとする。

第5条 研究者は交付を受けた間接経費を本校に譲渡し、本校が間接経費に関する事務を行うものとする。

2 前項の規定により、間接経費を譲渡した当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還するものとする。

3 前項の規定に関わらず、当該研究者が新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合は間接経費の返還は行わない。

### 附 則

この要項は、平成16年5月21日から施行する。